



如



535
58

法學博士 末弘嚴太郎著

小作調停法大意

科學思想普及會

末弘嚴太郎著

小作調停法大意

科學思想普及會出版



序

小作調停法も近く實施せらるべき運びとなつて居る。

私は此際全國の農民諸君其他小作争議の關係者一般が同法に關する正しき理解をもたれむことを希望して己まない。

同法が小作争議解決の上にどれだけの效果を齎すべきかは今日容易に之を豫断するを得ない。しかし私は思ふ。同法の成功するや否やは一に其の運用如何にひよつて居る。之によつて調停の任に當る人々及び調停の當事者たるべき人々が能く同法の正しき精神を理解して其の運用を誤らないならば、之によつて或る程度まで小作争議の解決を容易且迅速ならしめ、又之によつて比較的公正なる調停を成立せしむることが出来ると思ふ。此故に私は此際關係者一般に向つて同法の正しき理解をもたれむことを切望して己まない。

無論、小作争議の根本的解決は單なる調停手續の完備のみによつて達成すべからざること、本文中に於ても繰述した通りであるが、ともかくも出來た此の調停法を正しく理解し正しく運用することに小作争議の解決に志す者の正に心掛けねばならぬ事柄である。

此の正しき理解と運用との爲めに多少の手助となり得べきことを希望して、私は去る九月の「改造」誌上に

「小作争議と小作調停法」なる一文を草した。それは、多少とも同法の立案に關係した私として當然の責務なりと考へたからである。而して私は近く公刊せらるべき別著「農村法律問題」の一部にそれを加へる心組で居た。所が其後本叢書の主幹三和一男君が來られて小作調停法の大意を一般農民の間に傳へる爲め右の拙文を別に安價なる小冊子として頒布すべき旨を勧説せらるゝことしきりなるに會し、終に同文に多少の變更を加へ、主として調停法の梗概を一般に傳へる目的を以て此の小著を公にすることに決心したのである。同文の全体は殆ど原形のまゝ別著「農村法律問題」の中にも收録されて近く公にされることに決心したのである。同文は殆ど同じ時期に二つ公にすることは著者たる私として多少氣がさがめるやうな氣がする。けれども事情は正に右の通りである。「農村法律問題」の發行者たる「改造」社に於ても右三和君の意見の存する所を充分理解して同意を與へられた。今本書を公にするに際して一言此のことと書き添へて置く。

大正十三年十一月三日

著者

目次

第一章 小作調停法制定の由來 一頁

- 一 小作争議の原因としての農村疲弊——小作農保護の必要と小作法制定の計畫——其の失敗と小作調停法の制定
- 二 小作法と小作調停法——調停法の制定は地主讓歩の第一歩なり——地主が同法制定に同意したる理由
- 三 結語

第二章 訴訟主義と調停主義 一八頁

- 一 調停主義流行の傾向
- 二 訴訟主義の長所及び短所——其短所の救済策としての調停主義
- 三 「法による裁判」の小作争議に適せざる理由其一
- 四 同じく其二——其三

第三章 小作調停法の梗概 三一頁

第一 根本精神 三一頁

一 調停主義

二 出頭の強制

三 調停機関は裁判所自ら又は其の選任監督せる特別の機関を以て之に充つるの主義を採用せること

四 手續簡易にして形式的ならず運用の妙味は多く之を調停機関の手腕に一任せること

第二 調停の申立 三七頁

一 如何なる場合に調停の申立を爲し得るか
二 何人が何人に對して調停の申立を爲し得るか

三 調停の申立は何所に之を爲すべきか

四 調停申立の方法

五 調停申立の效果

(イ)申立受理の義務——(ロ)訴訟手續の中止——(ハ)調停手續の開始

第三 調停機関 四九頁

一 裁判所

二 調停委員會

三 裁判所が勧解に適當なりと認むる私人

四 調停機関の行政機關

(イ)小作官——(ロ)市町村長及び郡長

第四 調停の手續 五九頁

一 調停の當事者

二 裁判所に於ける調停手續

(イ)期日の決定及び當当事者の呼出——(ロ)自身出頭の原則——(ハ)證據調其他調停資料の蒐集——(ニ)調停行為——(ホ)調停手續の不公開

三 調停委員會に於ける調停手續

(イ)調停の場所——(ロ)當当事者の出頭義務——(ハ)調停資料の蒐集——(ニ)調停行為——(ホ)調停の許否——(ヘ)期日に於て調停成らざる場合の特別措置

第五 調停の效力

調停の効果は當事者お互の眞の理解によつてのみ達成せらる——效果の法律的強制は調停の本義にあらず——本法の認めたる法律的強制方法

- 一 裁判所自らが調停を爲したる場合——裁判上の和解と同一の效力を生ず
- 二 調停委員會が調停を爲したる場合——裁判所の認可決定あるときは裁判上の和解と同一の效力を生ず

第六 調停の終了 八二頁

第七 調停法施行の時期及び地域 八四頁

附錄 小作調停法正文 八六頁

目次(慈)

小作調停法大意

末 弘 嚴 太 郎 著

小作調停法制定の由來



小作争議は今や我國農村問題の中心として朝野注目の焦點に立つて居る。
争議の件數は年と共に増加して容易に減退の傾向を示さざるのみならず、其の經濟的乃至思想的根底も漸次に深刻の度合を加へつゝある。それが爲め全國を通じて萬を以て數ふる地主小作人が争議に參加して或は生活の窮乏不安甚しきに至り或は

反目衝突久しきに亘つて解けず、其結果、巨大の耕地が争議繼續中或は不耕のまゝに放置せられ或は不完全なる状態に於て耕作せられつゝある。かくの如きは實に一 方に於ては農業の衰微を招いて、さらぬだに不足を告げつゝある米穀の收穫を阻害するものであり、他方に於ては又元來一単位の社會を形成しつゝ村民の共力經營に依つてのみ成立し得べき農村の平和と自治制度とを破壊するものである。

此故に小作争議の病弊は一日も速かに之を除きさらねばならぬ。乍併、現に發生したる争議を後より追ひて之が解決鎮定を計らむとするが如きは抑も末である。吾々は寧ろ深く争議の由て来るべき病源を考察して之が除去を力め以て争議の發生を未然に防がねばならぬ。

吾人は争議の根本的原因が農村生活の窮乏——即ち地主たると自作たると小作たるるを問はずすべて、現在吾國農業者が陥りつゝある經濟的困難に存することを知る。従つて、此の經濟的困難を根本的に除去せざる限り、争議は到底之を防止する

ことが出来ない。此意味に於て私は眞に正しき意義に於ける農村振興のみが農村を小作争議より救ふべき唯一の手段なることを疑はない。けれども、最近政府當局者により帝國農會により又諸政黨によつて主張せられつゝあるが如き所謂「農村振興策」は決して眞に吾國農業の作振を喚起する所以ではないと考へる。

吾々は現在吾國に於ける農業の往々詰りと農村の疲弊とは主として資本主義的經濟組織の誘起したものであると考へて居る。資本主義は一方に於て偉大なる工業と華かなる大都市とを作り、之によつて資本を工業と都會とに向つて吸收すると同時に労働と才能とをも亦農村より奪ひ去らんとする。而して他方資本主義的大工業は其の生産品の需要者を求むるが爲め漸次に農村を其市場と成し、其結果從來自ら作つて食ひ自ら織つて着た所の農民より其の自給經濟的生産を奪ひ去つて、彼等も亦都會の工業者乃至労働者と同じく専ら賣らむが爲めに米を生産し、賣りて貨幣を得効きて貨幣を得、之に依つて商品を買ひ其他貨幣を通じてのみ享樂し得べき現代文

化——資本主義的都會的文化を享樂せんと考ふるに至つた。而かも現在農民の耕地減少なると農業そのものの薄利なるとは、到底彼等に向つて其の完全に貨幣化し社會化せむとしつゝある消費經濟を満足せしむるに足るべき貨幣を與へることが出来ない。現代農村の疲弊と窮乏とは實に其の病根を茲に有するのである。此故に眞に農村を救濟し農業を作振せしめむとするものは、農村そのものの根本的改革、其の經濟的並に精神的のあらゆる方面を根本的に改革せねばならぬ。否、獨り視點を農村にのみ限局することなく現代經濟組織社會組織の根本的病弊を考へて其の徹底的改革を計らねばならぬ。それこそは實に小作爭議を完全に防止し得べき唯一の方策である。

しかし吾々はかかる徹底的改革を策する前に、少くとも全國農家の七割を占めて居る小作農家の爲めに其の生活の餘裕を作り多少とも之を其の窮乏より救ひ出すことによつて小作争議の原因を減少せしむべき方策を考へねばならぬ。小作人の爲め

農村の爲め又國家の爲めにそれを考へねばならぬ。然らば其の方策とは何か？地主に對する關係に於て小作人の負擔を輕減することが即ちそれである。其昔地主が一般に行ひつゝありたるが如く——又現在僅なる篤農家が行ひつゝあるが如く——土地農具の改良、小作農の保護殊に彼等に對する社會保險的の働き等が、すべて地主に依つて忠實に行はれつゝある限り、地主は尙存在の理由を持つて居る。然るに今日多數の地主は最早や其の得たる小作料を農業の方面に投資せむとはしない。一日一厘の利潤と雖も多く之を生み得べきあらゆる産業に向つて之を投資せむとし、小作人に對しては——恰も銀行が商工業者に向つて資金を貸付すると同様——唯利潤を得地代を得むが爲めに土地を貸付けるのみであつて、其他何等の働きもしない。地主の多數がかくの如きものとなり終るとき、何所に其の存在の理由があるのか？國民全體の爲めにする農業、食料の問題の爲めに何の貢獻する所があるのか？現在の法律組織は彼等から其土地を無償にて奪ひ去ることを許して居ない。乍併同時に

現在の經濟組織は到底彼等の土地のすべてを彼等の希望するが如き代價を以て國家乃至小作人の手に買取ることを可能ならしめて居ない。

茲に於て小作人の窮乏を救はむが爲めに吾々の此際最も手近かに行ひ得べき方策、又行はざるべからざる方策は、一方に於ては小作法の改正によりて小作人の地位を確保し以て彼等の地主に對する取引能力を増大せしめ、之に依つて其の小作料を輕減せしむることでなければならぬ。又他方に於ては英國政府が最近其農業を作振せむが爲め農業労働者の爲めに最低賃銀法を制定したるが如く、小作人の爲め其の生活を「人間らしき」「健全なる國民らしき」程度のものたらしむる爲めに、直接其の小作料を輕減すべき法制と之を運用すべき機關とを設くることが必要である。現在吾國多數の地主の爲しつゝある所を考へ、而して又全國農家の七割を占めつゝある小作農の保護が國家全體の爲めにも亦極めて重大の問題たることを考ふるとき、吾々の今日最も緊要なりと考ふる所は此等の方策である。

此故に大正九年小作爭議の頻發に鑑み之が鎮定の策を講究するの目的を以て設けられた小作制度調査委員會に於ても、其の先づ第一に考へた方策の主なるものは小作法の制定によつて小作人の地位を改善することであつた。然るに、小作法の制定は其後幾多の障害に遭遇して其目的を達せず、反つて後より立案せられたる小作調停法が大正十二年初めて帝國議會に提出せられたる際審議未了の運命に陥りたる外多くの故障なく、遂に去る大正十三年七月臨時議會を通過して法律となつたのである。

吾々は此の法律の制定によつて、ともかく既に發生したる争議を解決すべき方策が立てらるゝに至つたことを喜ばねばならぬ。無論、此の法律の制定なき從來と雖も、争議の大部分はともかくも當事者相互の妥協に依つて落着して居た。而して又争議の過半數は當事者双方自ら委員乃至代表者を出し直接交渉に依つて之を解決して居り、又其他町村長助役又は役場員、地方有志者、區長又は部落代表、警察官等

の調停によつて解決して居る。

かくの如く從來調停法の制定なしと雖も争議の落着必ずしも不可能でなかつたことは謂ふまでもない。乍併、調停制度をして更に一層有效ならしめ又一層強く之を行ひ亘らしむるが爲めには、調停法の制定に依つて、一方には争議當事者をして調停所に出頭すべき一應の義務を負擔せしむることが必要である。又他方には國家の力によつて適當なる調停機關を組織し之をして調停の任に當らしむることが必要である。蓋し、近時の如く争議の状態稍ともすれば險惡に陥るの虞あるときは自ら進んで調停の任に當らんとする者漸次に其數を減少するのみならず、先に記したる官公職員の如きも地方自治、政黨緣戚其他特殊の關係上事實調停に干與し能はざるの事例少からず、又一旦干與するも中途より手を引かざるべからざるの状況に置かるる場合稀なりとせず、それが爲め争議長きに亘つて解けざるもの之を調停すべき第三者出です、其結果或は訴訟の提起となり強制執行となり、又或は暴力的手段陰險執

拗なる方法を以て互に相對抗し、それが爲め事態益々紛糾して禍を永遠に殘す例が少くない。

此故に、争議の禍根を根本的に除去すべき方策の實行せらるゝに先立ち、ともかくも國家の力によつて多少とも争議の調停落着を來さしむべき方法が案出せらるゝに至つたことは、小作人の爲め地主の爲め、否國家の爲めに喜ぶべきことと云はねばならぬ。

二

かくの如くにして、先づ制定せらるべき小作法未だ法律とならざるに先立ち、調停法は先づ遂に制定された。

此點に付いて、世の中には屢々調停の基準たるべき小作法を制定することなく、反つて先づ手續法たる調停法を制定するの不合理なるを難ずるものがある。乍併調

停制度は元來個々の具體的事件に付當事者双方の納得し得べき條件を協定して爭議を解決せんとするものである。豫め基準を定めて爭議を裁斷せんとするものにあらずして、當事者各個の利害打算と好意的協調との上に事件落着の鍵を求めるものである。此故に、小作法なきに先立つて調停法先づ制定せらるゝも理論上實際上實は何等の不都合もないものである。

のみならず、調停法制定の沿革を事實に付いて考察するとき、吾々は益々其の寧ろ小作法に先立つて制定されねばならなかつた必然の理由を發見することが出来るのであつて、以下聊か其點を説明したいと考へる。

先づ第一吾々の注意せねばならないことは、小作調停法の制定は兎も角或る程度に於ける地主側の讓歩であるといふことである。大正六七年此方小作爭議が全國に亘つて其の新しき兇暴なる姿を以てむらがり起つたとき、政府當局者は先づ小作法の制定によつて小作人の——地主に對する關係に於ける——地位を向上せしめ、之

れによつて無秩序にして且不經濟なる争議の頻發を防ぎ止めやうとした。争議が猛烈なる勢を以て勃發した當初に於て、それが爲め最も甚しく不安と脅威とを感じた地主は或は此の政府の提倡に應じて讓歩の已むなきに至るべきかを覺悟するものが少くなかつたのである。

然るに、小作制度調査委員會の小作法案が一度新聞紙上に漏るゝや全國の地主並に之が代辯者たる貴衆兩院議員等は農村研究其他の名義の下に密かに結束して此の法案に對抗する運動を起した。其の結果調査委員會に於ける小作法案の審議が突然著しく其の矛先を鈍らされたことは最も注目すべき事實である。かくして、主として地主側の勢力が代表されて居た委員會一般の空氣は、小作法の制定よりは寧ろ調停法の制定を急ぐべしとするの意見に傾いたのである。所が、其間に、從來争議の甚しかつた諸地方に於ても警察方面の峻烈なる壓迫干涉其他に因つて多少鎮靜の形勢を見るものあり、又小作人側に於ても當初岐阜等に於て行はれたるが如き暴力的

手段を用ひんよりは寧ろ持久的なる陰性的の戰法を用ひるの賢なるを悟るに至り、而して又他面時と共に爭議に慣れたる地主は官憲の援助と彼等相互の團結とを以てすれば爭議必ずしも恐るゝに足らずとの考を抱くもの多きを加へ、之に加ふるに大正十年以來全國を通じて起つた反動的氣運は大勢を寧ろ地主の利益に導くの傾向があつた。小作制度調査委員會に於ける小作法制定を殆ど——私は敢て「絶望的に」と云はう——中絶せしむるに至つたものは實に此の大勢である。一日一地主は私に告げて「二三年前に周章て、小作法を作らないでよかつた。まあ調停法でも作つてゆつくりやつて見るがいゝ」と云つたことがある。蓋し此の間の消息を最も雄辯に語るものである。

それならば、彼等地主は何故に調停法の制定に同意したか？調定法の制定は或る程度に於ける地主側の讓歩を意味するものである。現在東京其他に於て行はれつゝある借地借家調停の實際を見ても、若しも裁判所に行くならば——即ち現行の民法

其他によつて裁判せしむるならば——必然地主家主の勝訴となるべき事件が、數百數千となく調停委員會に提出せられ、常に地主家主側の多少の讓歩を以て解決せられつゝある。從つて調停は畢竟常に——裁判規範の許與又は命令する所に比すれば——地主家主に向つて或る讓歩を迫るの結果を齎しつゝある。それにも拘らず、地主家主の多くは喜んで調停手續を利用し又調停の結果を喜んで居る。それは果して何故であらうか？

此點に於て先づ第一に注目すべき事實は、借地借家の關係、小作關係等に關する限り現行の法律——即ち國家的規範、裁判規範たる民法其他——は既に社會と一致せず、社會を事實上支配しつゝある社會的規範と甚しく一致せざるに至れることである。今日民法は地主に向ひ家主に向つて各種の權能を許して居る。それに拘らず若しも地主家主が民法の許すがまゝに其の正當とする所のすべてを假借なく實行したならばどうか？社會は必ずや彼に向つて惡地主惡家主の罵聲を浴びせるに違ひな

いのである。此事實は實に社會的規範——即ち社會生活に於ける善惡批判の基準——と國家的規範——即ち國家機關たる裁判所に於て理非曲直を裁斷するの尺度——との間に明瞭なる乖離の存在することを意味するものであつて、社會人として兎も角も好き批評の下に又他人の好意に浴しつゝ共同生活を爲さんことを希望する地主家主は今や裁判所に趨いて國家的規範の適用を求むることを敢てしないのである。是れ、今日都會に於ける多數の地主家主が調停手續を利用するの傾向ある根本の理由であつて、今や地主が小作調停法を甘受したのも亦同様の理由に基くのである。

次に注目すべきは、今日の裁判所並に其の訴訟手續が徒に時日と勞費とを要求するのみにして、長日月の後争議漸くに解決するも經濟的實果は殆ど皆無に均しく、甚しきに至つては反つて損失を見る例が少くないと云ふ事實である。此故に、今日地主が縱令上記の如く善良なる市民隣人としては寧ろ依ることを躊躇して居る國家的規範の助けを借りるだけの勇氣は之を奮ひ起したとしても、尙且此の事實的不便の前に意氣阻喪して訴訟手續の利用を躊躇して居るのである。

尙第三に考ふべき事實は、借地借家の爭訟、小作争議等に於ける原告は多數の場合地主であり家主であると云ふ事實である。労働争議に際しては工場主は唯労働者に向つて解雇を申し渡せばよい。彼等の前に門扉を閉ぢればよい。そうして労銀を支拂ひさへしなければよい。そうすれば、之に對し原告として救濟を求むべき地位に立つものは常に労働者でなければならぬ。之に反して、借地借家小作等の關係に於ては賃借人は常に借家乃至借地を占有して居る。借賃を拂ふべきものは彼等である。一度地主家主との間に争議が起つたならば、彼等は其戰法として借賃を支拂はず、さうして賃借物を其手中に留保して置きさへすればよい。さうすれば、必然原告となつて裁判所に訴へねばならぬものは、地主乃至家主である。然るに、上記の如く現在の裁判所並に訴訟手續が極めて不便なものになつて居る以上、之に向つて其の改善を唱へ、乃至は又之に代はるべき簡易なる争議解決方法の新設を希望する

ものは、當然地主であり家主でなければならないのであつて、今日地主並に其の代理者たる議員等が喜んで調停法を受付けた理由は實に茲に存するのである。

三

地主はかくして調停法の制定を甘受したのである。

小作人側より見れば、地主側に於けると全然同一の程度に於て之を歓迎する理由は無論少しあるまい。けれども、上記の意味に於て——之を現行の民法其他の法律に比すれば——調停法の制定も尙地主側讓歩の第一歩なることを考へねばならぬ。無論今回制定された調停法の中には、多少小作人にとって不利益を生ずるの恐ある規定もないのではない。又専ら争議を戰法として地位の改善を計らむとする急進的小作運動より見れば調停制度の新設は寧ろ無益否反へつて有害なるものであるかも知れない。

乍併、争議は結局これ自身が目的ではない。若しも多少とも有利に解決するものであれば、一日も速かに解決せねばならぬものである。此故に眞に小作人と其家族との幸福を思ふものあらば、又國家食料の將來を憂ふるものあらば、調停制度の新設そのものに向つて絶對的の反対を唱ふべき理由は少しもない。

小作人はよろしく大に調停制度を利用し、一方に於ては之に依つて其地位の漸進的改善を企て、他方に於ては調停制度夫れ自身の改良に向つて其力を致すべきである。さうして更に進んでは地主讓歩の第二段たる小作法の制定に向つて其の力を致すべきである。

第二章 訴訟主義と調停主義

-

民事的争議は通例訴訟により裁判によつて解決されるものであると云ふのが今日吾々一般の常識である。然るに、最近の趨勢は獨り吾國に於てのみならず諸外國に於ても、從來通例訴訟の形式によつて解決されて居た所の争議が、或は國家機關にあらざるものゝ仲裁判断により法律によらずして解決せられ、又或は調停手續により當事者相互の和解に依つて解決せらるゝもの、漸次に其數を増加しつゝあることを示して居る。

現に都市居住者にとりて極めて重大な關係をもつ所の借地借家の争議は大正十一年借地借家調停法制定せられてより此方調停によつて解決せらるゝもの漸次に多き

を加ふるに至り、殊に昨年大震災の爲に惹起された無數の住宅紛争が調停制度によつて極めて迅速に且良好なる成績を以て解決されたことは皆人の熟知する事實であつて、去る十三年七月の特別議會が更に多少の修正を加へて益々此法律の効用を發揮せしめむと計るに至つたことは正に本制度の成功を語るものである。

而して、今日多數の識者は調停制度の應用を更に擴張して其他の争議にも及ぼしめんとして居る。商事調停法、労働争議調停法等の制度が要求せられつゝあるが如き、又法制審議會其他に於て家事審判所の設立が考慮せられつゝあるが如き正に此の傾向を表示するものであつて、今回新に制定せられたる小作調停法の如きも借地借家調停法に倣つて同一精神を小作争議解決の上に推及ばさんとするものである。

二

かくの如く從來訴訟によつて解決せらるゝを通例とした民事的争議が今や調停に

よつて解決せらるゝもの漸次に其數を増加しつゝある。それは果して何故であらうか？

此問に答ふるが爲めには、從來行はれ來りたる訴訟制度の特色——其の長所及び短所——如何を考へ、之と調停制度の特徴とを比較しつゝ社會事情の變化を觀察せねばならぬ。

法治主義が確立してより此方、訴訟制度の最も顯著なる特徴と見るべきものは、「法律による裁判」によつて争議を解決することである。佛蘭西革命の洗禮を受けた近代人はすべてのものに向つて「公平」を要求する。「法の前に公平」なるべきことは彼等の國家に對する最少限度の要求であつて、裁判は國王僧侶乃至裁判官等の主觀的判断によつて爲さるべきものに非ずして、法律に準據して爲さねばならぬと云ふのが裁判制度に對する法治國民最少限度の要望である。

歴史を顧るとき、裁判に對する國民の要求は常に必ずしもかくの如きものではな

かつた。裁判官が神であり乃至神の表現者たる國王又は僧侶であることが一般人民の信念である限り人民は必ずしも法による裁判を要求しない。何故なれば彼等は神の裁判の前に其公平を疑ふべき餘裕をさへ持たなかつたからである。其昔封建的階級制度が厳格に行はれた當時に於て、貴族の裁判武士の裁判が其内容如何に拘らず尙能く人民を服するに足りた所以のものも亦實に彼等の社會的優越に對する人民の信念尙大に強固なるものがあつたからである。

然るに、封建的階級制度の崩壊、國王神權説の壞倒、而して佛蘭西革命と共に確立したる近世的平等思想は、一般人民に向つて彼等を裁判するものも亦彼等と同じ人間——間違もあり不公平もあるであらうところの人間——である事を教へた。其の間違もあり不公平もあるであらう所の人間をして吾々を裁判せしめる。吾々の貴重なる身體と名譽と財産とを左右すべき偉大なる權力を彼等人間に與へねばならぬことに氣付いたとき、人民の必然に要求したもののは「法に依る裁判」でなければ

ならぬ。裁判官を法によつて束縛し、法律を準繩とすることによつてのみ裁判を爲し得べき權能を彼等裁判官に與へて「公平」の維持を計らんとするもの、是れ實に近世法治國の裁判思想であつて、帝國憲法が「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非シテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」（第二十二條）、「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ」（第二十四條）、「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」（第五十七條第一項）等の諸規定を設けたのは實に此思想を表示したものである。

然るに、法典は必然に或る程度の固定性を有する。何となれば、準繩は畢竟伸縮せざるを以て其特色とするからである。如何なる大立法者出でゝあらゆる將來を豫測したとしても、依つて作らるゝ法典から全然其の固定性を除き去ることは出來ない。又死せる固定の法典を使用しつゝ尙且具體的事件に向つて妥當なる裁判を與へ得るのは名法官の手腕である。けれども、如何なる名法官と雖も制度上彼に向つて

「法による裁判」が要求せらるゝ限り其の裁判は畢竟或る程度の固定性を有せねばならぬ。世人は屢々法律と裁判との杓子定規を非難する。けれども、杓子定規は畢竟法律と裁判との已むなき特色である。人々が公平なる裁判を希望しつゝ、而かも彼を裁判するものが彼等と同じき——不完全なる——人間なることに氣付きたるとき、彼等は必然に法律による裁判を要求せねばならぬ。而かも法律による裁判が本質上必然に杓子定規のものなる以上、彼等は當然に此の杓子定規を寛容せねばならないのである。

過去に於て不公平なる裁判の爲めに苦しめられたる人々は、近世法治主義の確立に依つて「法に據る裁判」の制度が成立したとき、其制度の必然的短所たる杓子定規の缺點を忘れてまでも、其の「公平」を喜び迎へた。すべてが公平に且規則正しく裁かるゝことを心より喜び迎へたのである。けれども、かくして裁判の公平が確立したとき、而して時の経過と共に過去に於ける不公平に因る苦痛の記憶が漸次に

薄れ行きたるとき、人々は再び杓子定規の苦痛を訴へ始めた。「法による裁判」を維持しつゝ尙且裁判の具體的妥當ならむことを希望するに至つたのである。而して此の二要求の調和問題は、夫れ自身極めて困難なる一否或る程度以上には事物の性質上全然不可能なる一事柄であるに拘らず、近世法學の任務として吾々の面前に提供されたのである。

明治四十年の我が新刑法が、佛蘭西革命以來傳統的に傳へられたる狹隘なる罪刑法定主義を棄て、裁判官に許し與ふるに廣き主觀的裁量の範圍を以てするに至れるが如き、如何に現代人の政治思想が佛蘭西革命當時のそれと異なるに至れるかを示すものであつて、民衆は今や徒に盲目的に「法的公平」を要求せむよりは、寧ろ刑罰そのものゝ目的に適合した刑法、具體的に妥當なる刑事裁判を要求するに至つたのである。又吾民法其他第十九世紀末葉以後に制定せられたる諸國の民法典と第十九世紀初頭に制定せられたる佛蘭西民法とを比較する者は、或は「相當」と云ひ或は

「正當」と云ひ又或は「公の秩序善良の風俗」と云ふが如き意義廣汎なる文字が近時著しく多く使用せらるゝに至つたことを發見するであらう。而してかくの如きは實に現代人の裁判官に對する信賴が過去に比して著しく増大したることを示すものでなければならぬ。加之、最近或は「自由法學」と云ひ或は「法律の社會化」と稱して法律の解釋乃至制定の上に「法の爲めに存する社會にあらず、社會の爲めに存する法なり」とする思想が漸次に浸潤しゆきつゝあるが如き、如何に現代人の法律に對する要求が「公平」より去つて寧ろ「妥當」に向へるかを現はすものである。

法によつて公平を保障することは、最早現代人の法的 requirement の基調を成すものではなくなつた。勿論彼等は其要求を全然棄て去つたのではない。其要求を盲目的に支持するが爲めに、反つて法の社會的機能を没却し去るの愚なるを悟つたのである。茲に於てか彼等は、すべての爭議必ずしも法に依つて之を裁斷するの必要なきことを悟るに至り、具體的事件に付いて兎も角も當事者双方を満足せしめ得べき解決を

得ることが出来るならば、法によらずとも又國家機關の「法に依る裁判」によらずとも何等の差支なしとするのが現代人一般の思想となつた。

調停制度の生まるべき政治的理由は實に茲に存するのである。世の中には稍ともすれば、調停主義それ自身を以て法律の永遠的理想なるが如くに考へ、將來の民事的争議がすべて調停的に解決せらるゝに至るべきことを豫想して居るものが少くない。けれども私は寧ろ此の傾向を解するに上記の如き政治的相對的見地を以てすることの最も妥當なるを考へる。封建的不公平を恐るるの餘り樹立せられたる盲目的法治主義の夢がかくして漸次に醒めつゝある。目的を自覺したる正しき意味の法治主義が生まれつゝある。それが今日調停主義の日に増し盛となり、自由法的裁判が漸次民衆の間に歓迎せらるゝに至つた所以であると考へる。

三

次に、訴訟制度の根本的缺點は法律に依つて理非曲直を裁断し、當事者の間に絶對的の勝者と敗者とを決定し終ることである。

若しも争議解決が争議の解決夫れ自身のみを目的とするものであるならば、法律の尺度に依り數學的正確さを以て勝敗の裁斷を與へることが最も正しいであらう。けれども、争議の解決は夫れ自身目的ではない。之によつて争議を止め以て生活の爲めに常態と平和とを回復することが寧ろ其の目的でなければならぬ。思ひを一度此點に及ぼすとき、吾々は訴訟に依る争議解決の妥當性に對して深き疑念を抱かざるを得ないのである。

吾々從來の經驗によれば、訴訟による争議の解決は多くの場合當事者相互間に長き氣まづさと不和とを殘すものであり、争議以前の關係の恢復よりは寧ろ關係の斷絶を喚起するものである。此故に親族一度法廷に相争へば争議解決するも尙其恨み長きに及んで去ることなく、家主店子法廷に相争ふも亦同じ結果を生むものである。

而して其の同じ結果は農村の關係に付いて更に一層之を憂へざるを得ない。元來農村の生活は土着性を特色とする。狹少なる地域に土着して日夕顔を見合ひつゝ日常生活を營まねばならないのが農村の生活である。又農村は都會に比すれば——官憲の力遙に弱く官治行政の施設亦自ら不完全であつて村民相互の理解と好意と共助とに依りて成立ち得べき自治——必ずしも今日の町村制に依つて制度化されて居る自治を意味するのではない——のみが獨り農村の共同生活を圓滿に進行せしめ得るものである。然るに、其の村民が集團を成して相分れ相對立して法廷に争ひ、而して其結果法律に依つて截然たる勝敗の裁斷を與へらるゝとき、どうしてか能く農村の共同生活が成り立ち村落自治が成立するか？判決は能く裁判所に齎されたる訴訟そのものを終結せしむることは出來やう。けれども、眞に農村生活の奥底に蟠まれる争議それ自身を除去することは出來ない。恨みは長く敗者の胸に潜むで永遠に解け去ることはないのである。

此故に、農村に於ける紛争、殊に小作争議のやうな波及すべき範圍の廣く且深い争議にあつては、調停により相互の理解と讓歩とによつて争議を終止せしむることのみが眞に争議の根源を絶つ所以であつて、訴訟に依る理非曲直の裁斷は到底其の同じ目的を達せしむることが出來ないのである。

四

次に、訴訟制度は強制執行を以て結末を告ぐるを通例とする。法律によつて判決を下されたとき、被告其非を認めて自ら判決の命する所を履行するならば兎も角、然らざる限り、問題は結局強制執行に至つて初めて片付くのである。

然るに元來労働争議其他集團的争議は強制執行に依つて之を解決するに適せざるものである。例へば村民の大多數を形成せる小作人に對して一時に多數の強制執行を强行する場合を想像せよ。どうしてか能く其の執行が平和且容易に行はれやう。

かくの如き執行は必然に農村の平和を害し其秩序と良俗とを破るものでなければならぬ。此點より云ふも、眞に小作争議の圓滿なる解決を與へ得るものは獨り調停であり、和解であつて、訴訟と裁判と強制執行とは到底其目的に副はざるものなることを知ることが出来る。

尙先に一言したるが如く、法律により證據によつて裁判を與へる今日の訴訟制度は、必然に多大の費用と長き時日とを要求する。其面倒なる手續と勞費の多大なることは今日世人の最も閉口する所である。此の事實が今日——盲目的法治主義の夢から醒めた——世人をして漸次訴訟主義より調停主義に傾かしむる重要原因の一を成せることは今更云ふまでもない事柄である。

小作調停法は實にかくの如き事情の下に、かゝる一般の傾向に従つて制定されたものであつて、立法者の思惟による偶然の所産ではない。

第三章 小作調停法の梗概

第一 根本精神

上記の如き事情と原因とによつて制定された小作調停法は、次の如き根本精神の上に立つて居る。

一 調停主義

本法は調停により、詳言すれば第三者の居中調停により當事者相互間に和解を成立せしむることに依つて争議を解決せむとするものである。

即ち、先づ第一には當事者相互の讓歩により各よしとする所に従つて協定を爲さ

しめむとするものである。従つて、既定の法則に準據して争議の裁断を爲さんよりは寧ろ當事者各自が其具體的事件に付いて主張する所を互讓協定せしめて事件を解決することを目的とするものである。

従つて、第二には又調停機關たる第三者は單に當事者相互の和解協定を成立せしむる爲めの仲介を爲すに過ぎないのであつて、所謂仲裁判断に於けるが如く當事者相互の豫め服従を致したる第三者をして強制力を有する仲裁判断を宣言せしめむとするものではない。此意味に於て本法に依る調停機關の組織に付ても必ずしも當事者相互の利益を代表し得べき者各々同數を加ふべきことを要求せず、苟も調停に適任なりと信せらるゝものあらばすべて之を調停委員と爲すの主義をとつたのである。又後に述べる第三十六條は借地借家調停法に倣つて「期日ニ於テ調停成ラサル」場合に調停委員會が其の「適當ト認ムル調停條項」を定めて之を各當事者に送付する制度を認めて居るけれども、之れ亦委員會をして仲裁判断を爲さしむるものではな

く調停最後の試みとして適當と信ずる和解の原案を作成し之を各當事者に提示して其の承諾を勧誘するものたるに過ぎないのである。

二 出頭の強制

調停制度は必しも當事者をして調停の呼出に應するの義務を負擔せしむるものではない。現に大正十一年の借地借家調停法は其義務を認めて居ない。調停の申立てられたる旨の通告を受けたる相手方は毫も之に應じて出頭するの義務を負はなかつたのである。けれども調停に應するや否やは別問題としてともかく一應出頭すべきことを強制するときは調停の成立し得べき機會自ら増加すべきにより、小作調停法は當事者呼出を受けたときは「正當ノ事由ナクシテ」出頭を拒み得ざること、し、以て出頭の義務を認めたのである(第十三條第二項、第三十四條、第四十八條)。

二 調停機関は裁判所自ら又は其の選任監督せる特別の

機関を以て之に充つるの主義を採用せること

調停法は、例外として純粹なる一私人をして調停に當らしめて居る（第十一條）。けれども、原則として或は裁判所自ら調停の任に當り、或は裁判所の手によつて調停委員會を組織するの制度をとつて居る。

而して調停機関を組織監督する權能を司法系統の手に委ねべきか又は行政系統の機關に與ふべきかに付いては本法立案の際大に議論の存した所であつたが、結局司法機關をして之に當らしむる方がより多く公平なる結果を得ることが出来るであらうとの説が勝をしめたのである。郡長町村長警察署長等は小作爭議の實情に通曉し居るの點より云へば調停者として確に適任である。けれども、地方行政自治行政の關係上此等の者が調停者となるときは稍ともすれば地方的有力者其他上司の壓迫監督に依つて調停上自由の手腕を振ふことが出來難い。此意味に於て本法が司法機關主義をとつたことは大體に於て妥當なりと云ふことが出來やう。

唯司法の當局者は平素法によつて事を裁斷するに慣れた者である。然るに、調停は法によつて事を裁斷せむとするものにあらずして、具體的事件に付いて當事者を納得せしめ得べき妥當の解決を得んとするものである。平素裁判に慣れたる司法官が或は此の精神を誤つて法的解決を急ぐの弊なくむば幸ひである。此點は本法の適用上調停機関の最も注意せねばならぬ所である。

此故に、本法に於ても調停機関をして成るべく争議の實情に通せしむる爲め、一方に於ては郡長、市町村長等との聯絡共働を規定し、他方に於ては小作官なる特別の行政機關を新設し、之をして實際を調査し又當該争議の實情を調査せしめ、以て調停機関を補助せしむる制を規定したのである（第三條乃至第五條、第八條第三項、第十七條乃至第二十條、第三十四條）。

四 手續簡易にして形式的ならず運用の妙味は多く之を

調停機關の手腕に一任せること

調停制度は簡易でなければならぬ。又形式的であつてはならぬ。従つて調停の申立の如き口頭を以ても亦之を申立つることを得るのみならず、管轄違ひの申立亦之を却下することなく之を受けたる裁判所に於て事件を管轄裁判所に移送することになつて居る。

又本法は裁判所乃至調停委員會に向つて或る種の命令乃至處分の權能を認めて居るけれども、一方に於ては其命令を強制すべき制裁規定を缺く場合あり（第十四條第二項、第二十五條等）又處分方法の詳細に付いて何等かの規定を缺く場合少からず（第二十五條、第四十二條等）。すべては、當事者の好意的理諭と調停機關の臨機

的處置とに一任されて居る。此故に、本法の運用についても一方に於ては訓令其他の方法に依り豫め調停機關に向つて適當の指導を與へ以て本法運用の妙味を發揮せしむるに力めなければならないのみならず、他方に於ては調停の任に當る者自ら本法の根本精神を體得して運用上の機宜を失はざらむことを要するのである。

第二 調停の申立

一 如何なる場合に調停の申立を爲し得るか

調停の申立は「小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生ジタルトキ」に之を爲すことが出來る（第一條第一項）。

「小作料其ノ他小作關係ニ付」と云へるが故に、苟も小作關係に關聯して起つた爭議であれば其原因如何に關係なくすべて調停の申立を爲すことが出來るのであつて

其點に付いては法律上何等の制限がない。

三八

次に「争議」の意義如何に關しては人々によつて或は其解釋を異にし得るの餘地がある。現に從來小作争議に關する統計をとるに際しても、如何なる程度に達したものを争議と見るかに付いて府縣當局者の意見必ずしも一致せず、或府縣の見えて争議となすもの、他府縣の之を争議と見ざるの例が少くなかつた。けれども本調停法に所謂「争議」は之を最も廣い意味に解釋しても差支ない。苟も小作關係に關聯して地主小作人間の意見一致せず、一方の要求に對して他方之に應せざるの狀態を生じたならば、當事者何れも調停の申立を爲して和解を求めることが出來ると解すべきであつて、必ずしも團體的争議となりたることを要せず、又當事者的一方に暴行其他不穩の行動ありたることを必要としないのである。

二 何人が何人に對して調停の申立を爲し得るか

調停の申立を爲し得る者及び其の相手方は争議の當事者である。争議の原因其他事情の如何に關係なく地主や小作人の何れからでも調停の申立を爲すことが出来る。然らば争議の當事者とは何か？争議の目的となれる小作關係の當事者が即ちそれである。即ち、地主が直接其土地を小作人に貸し與へて居る通常の場合には争議當事者は其の地主及び小作人であるに反し、地主と小作人との間に中間小作人があつて賃貸借關係が二重になつて居るやうな場合には、地主と中間小作人との間にのみ争議を生ずるとあるべく、中間小作人と小作人との間にのみ争議を生ずるとあるべく、又或は地主中間小作人及び小作人の三者を當事者とする争議を生ずることもあるであらう。例へば中間小作人と小作人との間に争議發生して小作料の納入なく、其結果中間小作人の地主に對する小作料亦怠納となれるが如き場合には、地主は獨り直接の賃借人たる中間小作人のみならず小作人をも相手方として調停の申立を爲すことが出來るものと解せねばならぬ。何となれば、かゝる場合には三者を同時に當事

者とするにあらざれば事實上調停は其功を奏することが出來ないのみならず、法理上より云ふもかくの如き又小作の場合には地主と小作人との間にも直接の權利關係を生じ（民法第六百十三條参照）争議は結局三者に關聯することとなるからである。

次に、争議は（一）一人の地主對一人の小作人の關係に於て發生することあるべく、（二）一人の地主對數人の小作人の關係に於て發生することあるべく、又（三）數人の地主對數人の小作人の關係に於て發生することもあるべく、右の中後の二者殊に（三）の場合に何を一箇の争議と見るべきかは極めて困難な問題であるが、本法の適用に關する限り此の困難は事實上何等の支障を生ぜしむることがない。何故なれば、例へば（二）の場合に地主は小作人中争議に關聯せる者の全部を相手方として調停を申立てることも出來るし又其中或者のみを相手方として申立てることも出來る。又之と反対に争議に關係せる小作人の全部結束して調停を申立てることも出來るし又其中の或者のみから調停を申立てることも出來る。又（三）の場合に

も必ずしも争議に關係せる地主乃至小作人の全部が調停の當事者となる必要なく、地主中の或者又は小作人中の或者のみから又は之を相手方として調停を申立てることが出來るからである。しかし事實上争議の關係者なるに拘らず調停の申立を爲さず又は申立の相手方となり居らざるものは「調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者」として自ら裁判所の許可を受けて後より調停に參加することを得べく又は裁判所より其の參加を求めることが出來るのであつて（第十五條）、其結果此等のものも調停手續に參加して結局の和解契約に調印することがあり得るのである。

尙調停の申立人又は相手方が數人より成れる場合には一通の申立書を以て共同の申立を爲すことが出来るけれども、それは單に各個人より各個人に對する申立が共同的に爲されて居るに過ぎないのであつて、例へば争議の當事者たる小作人が組合を組織して居るやうな場合にも組合の名を以て調停の申立を爲すことを得ず、又争議の當事者でない組合の役員等の名を以て申立を爲すことは出來ないと云ふのが本

法の考へである。

三 調停の申立は何所に之を爲すべきか

調停の申立は裁判所に對して之を爲さねばならぬ。乍併必ずしも直接裁判所に對して之を爲すの必要なく、市町村長又は郡長を通して間接に之を爲すことも出来る。
 (1) 直接裁判所に向つて調停を申立てる場合には、「争議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所」に之を爲すのが原則であるが、当事者の合意がありさへすれば「争議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所」に申立てるることにしても差支ないのである(第一條)。例へば東京府西多摩郡某村所在の土地に付いて争議が起つたならば、其土地の所有者乃至小作人の住所が何處であらうとも、調停の申立は東京地方裁判所に向つて之を爲すを原則とする。しかし当事者双方の合意がありさへすれば、八王子區裁判所に之を申立てゝも差支ないのである。

所が、「争議ノ目的タル土地ガ數個ノ裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合」があり得る。即ち例へば、一人の大地主が埼玉群馬二縣に亘つて土地を持つて居り、而して争議が其の全部に亘つて起つたやうな場合には、当事者何れも或は浦和地方裁判所に又或は前橋地方裁判所に調停を申立てることが出来る。又当事者の合意に依つて争議地を管轄する區裁判所の何れかに申立てることも出来る。併し此場合に其の申立を受けた地方裁判所(又は區裁判所)——例へば浦和地方裁判所——が争議の實情に鑑み自ら調停を爲すよりは前橋地方裁判所をして事に當らしむる方が適當であると考へた場合には、「決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所——即チ前橋地方裁判所——又ハ管轄區裁判所ニ移送スルコトヲ得」(第八條第一項)。而して移送を受けた裁判所は其の移送を不當と考へても更に事件を移送裁判所に差戻すことは出来ず、又当事者が之を不當と考へても「不服ヲ申立ツルコトヲ得」ないのである(同條第二項)。然らざれば、單なる管轄問題の爲めに事件が遷延する虞があるからで

ある。

尙普通の訴訟法によると、土地の管轄を過つて起した訴は管轄違として却下され、従つて原告は更めて正しい管轄裁判所に訴を提起しなければならないのであるが、小作調停法にあつては「管轄權ナキ裁判所ガ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ」は「決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所又ハ管轄區裁判ニ移送スルコトヲ得」るのであつて、之を却下すべきではない（第八條第一項後段）。

（口）次に「調停ノ申立ハ争議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ之ヲ爲スコト」も出来る（第三條）。但し此場合と雖も其の市町村長又は郡長は單に申立人の便宜の爲め申立を受け付けて之を裁判所に送付する役を勤めるに過ぎないのであつて、申立の宛名人は矢張り裁判所でなければならぬ。而してかゝる申立を受けた「市町村長又ハ郡長ハ遲滞ナク申立ニ關スル書類ヲ裁判所ニ送付」することを要するのであつて、正當の理由なく其送付を遅延せしめてはならぬ。萬一かゝる

不當の遅延あるが如き場合には申立人は別に直接裁判所に對して調停を申立てても差支ない。

四 調停申立の方法

「調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得」（第七條第一項）る。而して口頭を以て爲された場合には之を受けた市町村長、郡長又は裁判所書記が其の調書を作つて之を申立書とするのである（同條第二項）。

調停申立書に記載すべき事項に付いては第六條「調停ノ申立ハ争議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スベシ」なる規定あるの外何等の規定がない。しかし實際上の必要から云ふても又現在行はれつゝある借地借家調停法實施の現状から推しても、申立書中には（一）申立人の住所氏名捺印（實印なることを要せぬ）、（二）相手方の住所氏名、（三）争議の目的となれる土地の所在地及び地目反別等、（四）争議の實情、（五）

求むる調停の内容（調停の申立）を記載せねばならぬと解すべきであらう。而して第六條に所謂「争議ノ實情」とは争議の原因及び現状に關する概略の記載を云ふのである。

尙調停を申立つるに付いては何等の手數料を納付する必要がない。借地借家調停法第二十九條は「調停ノ申立ヲ爲スニハ手數料ヲ納付スルコトヲ要ス」と規定せんに反し、小作調停法には同様の規定がない。其理由は小作争議の調停は借地借家のそれに比すれば一層公益上の必要あり、従つて其の申立を無料とし費用は成るべく公費を以て之を負擔することゝなさんとするにある。

五 調停申立の効果

調停の申立が直接裁判所に爲され又は市町村長又は郡長を経て裁判所に送付されたときは、原則として左記の效果を生ずる。

(イ) 申立受理の義務

裁判所は原則としてすべて申立を受理せねばならぬ。但し一旦受理した上事件を他の裁判所に移送すべき場合あること上述の通りである（第八條参照）。

尙「當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得」（第二條）る。本規定は借地借家調停法第三條が「當事者義務ノ回避其ノ他不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得」と規定して居るのに照應するものであつて、其の主たる立法理由は後に述ぶるが如く現に訴訟が提起されて居る事件と同一の争議に付いて調停が申立てられると「調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス」（第九條）ることになつて居るが爲め、或は當事者の一方が故意に訴訟を遅延せしむるの目的を以て調停の申立を爲すことがあり得るからである。而してかくの如き危険は調停申立が一借地借家の場合と異なつて一無料になつて居ることの爲めに愈々増大

せしめらるゝ譯である。

(ロ) 訴訟手續の中止

調停の申立が受理された場合に、それと同一の「事件ニ付訴訟ガ繫屬スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス」(第九條)。蓋し一方に於て敵對的行爲としての訴訟を進行せしめつゝ、他方に於て同時に和解を成立せしめるることは事實困難だからである。

尙調停の申立に因る訴訟手續の中止は、民事訴訟法第百八十四條及び第百八十五條の場合と異つて特に受訴裁判所の命令を要することなく、調停の申立が受理されると同時に法律上當然に中止の效果を生ずるものと解すべきである。但し中止の效果に付いては一般規定たる民事訴訟法第百八十六條を適用すべきである。

(ハ) 調停手續の開始

裁判所調停の申立を受理したときは調停手續を開始し、或は自ら調停を爲し、

或は調停委員會を開いて之を爲さしめ、又或は適當なる者を選んで勧解を爲さしめねばならぬ(第十條第十一條)。

第三 調停機關

小作調停法は三種の調停機關を豫想して居る。其一は調停の申立を受理した裁判所自らであり、其二は調停委員會であり、其三は裁判所が勧解に適當なりと認むる私人である。

一 裁判所

「裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ——後に述るが如き——調停委員會ヲ開クコトヲ要ス」るのが原則であるが「争議ノ實情ニ鑑ミ之ヲ開カズシテ——裁判所自

ら——調停ヲ爲スコトヲ得」（第十條第一項）る。

調停の申立を受理した裁判所が區裁判所なるときは單獨判事調停の任に當り、地方裁判所なるときは三人の判事を以て組織した部が調停の任に當るのであつて、第二十九條所定の調停主任一人にて之を爲すのではない。何故なれば、調停主任は單に調停委員會の主任たるの目的を以てのみ指定されるのであつて、調停委員會を開かぬ場合に調停の任に當るのは裁判所自らだからである。

ニ 調 停 委 員 會

「裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス」るのが原則であつて、殊に「當事者ノ申立アルトキ」は必ず常に「調停委員會ヲ開クコトヲ要ス」る（第十條）。

「調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス」（第二十八條）

るのであつて、其中「調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス」（第二十九條）る。此の必要に應するが爲め政府は本法の實施と共に判事の増員を行ふ計畫だと傳へられて居る。

次に「調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス」るのであるが、若しも「當事者ガ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ」は其者が前記「裁判所長ノ選任シタル者」の中にあると否とを問はず調停主任は必ず之を指定することを要し、又前記「裁判所長ノ選任シタル者ニ就キ當事者双方ガ各別ニ選定シタル者アルトキハ——調停主任は必ず——其ノ者ノ中ヨリ先づ之ヲ指定スルコトヲ要ス」る。例へば「裁判所長ノ選任シタル者」の中から地主側は甲某を調停委員とせんことを希望し小作側は乙某を希望せるときは調停主任は必ず其甲乙兩人を調停委員に選ぶことを要するのであつて、地主側が甲某を選定せる以上小作側が之に反対しても調停主任は必ず之を委員の中に加へることを

要するのである。尤も當事者一方の反対せる者を強ひて委員中に加ふるが如きは調停の目的を達するに付いて實際上餘り賢明なる策にあらざることいふまでもない。

地方裁判所長が豫め選任して置く調停委員の數については法律に何等の定めもない。又如何なる者を選ぶべきかに付いても何等の制限がない。次に調停主任が各事件に付いて指定する調停委員の數は「二人以上」なることを要するが必ずしも偶数なることを必要として居ない。けれども、後に述ぶるが如く「調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半數ノ意見ニ依ル、可否同數ナルトキハ調停主任ノ決スル所ニ依ル」(第三十二條)ことになつて居るから、實際に於ては委員は之を偶數とし調停主任一人を加へて奇數になるやうにしなければ不都合を生ずるであらう。又調停委員中に地主側小作側双方の利益を代表し得る者同數づゝを加へることは毫も本法の要求する所ではないけれども、實際上成るべくかかる方針をとつて公平無私なる調停委員會を組織するにあらざれば、調停の目的を達することが困難であらう。此點は今後

調停主任の最も苦心せねばならぬ所である。

地方裁判所長によつて調停委員に選任された者は必ずしも之を受諾する義務はない。けれども苟も受諾した以上、具體的事件につき調停主任に依つて調停委員に指定された場合に「正當の事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得」ない(第二十九條第三項)。之に反し調停主任は一旦指定した者が當該事件の調停に不適當だと認めたならば之を解任して新に他の者を指定することも出来るであらうし、又事情の如何に應じて委員數の増減を行つても差支ない。

尚調停委員として其の職に服した者には旅費、日當及び止宿料が支給される(第四十五條、第四十六條)。

三 裁判所が勧解に適當なりと認むる私人

「裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ之ヲシテ勧

解ヲ爲サシムルコトヲ得」(第十一條)。調停委員會も亦同一の權能をもつて居る(第三十四條)。特に個人的地位能力から其他特殊の事情に依つて當該爭議の調停を爲さしむるに適する者一例へば名望家にして調停の經驗手腕ある者一あるときは、裁判所は自ら調停を爲さず又特に調停委員會を開くことなく、直に其者をして勧解を爲さしめることが出来るのであつて、苟も調停を成立せしめ得べき適當の手段ある限り、必ずしも裁判所乃至調停委員會の仲介に依つて正式の調停手續を開く必要なしとするの精神である。無論一旦其者をして勧解を爲さしめても、事情により後之を止めて新に調停委員會を開くことは少しも差支ないのである。又一旦調停委員會を開いた後勧解に適當なる者あることを認めたときは一時委員會を中止して其者に勧解を爲さしめても差支ない。

尙本條に相當すべき借地借家調停法第十七條は「調停委員會ハ當事者ノ意見ヲ聽キ適當ト認ムル者ヲシテ調停ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得」と規定して居る。此規定

に依る調停補助者は獨立の調停機關ではない。委員會を補助して調停の成立を計るものたるに過ぎない。従つて、その補助に依つて事實上調停がなり立つときは委員會は直に之をとり入れて自己の調停と爲すことが出来る。反之小作調停法第十一條の勧解者は裁判所乃至調停委員會の補助者ではない。それ自身獨立の調停機關である。従つて其調停に依つて事實上和解が成立した場合に於ても、裁判所乃至調停委員が之を認めて別に形式上自ら同趣旨の調停を成立せしめれば格別、然らざる限りかかる勧解者自らの成立せしめたる調停は夫自身單に民法上の和解を成立せしめるのみであつて、「裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス」るに至ることもなければ(第二百一十七条参照)、又裁判所の認可決定(第三十八條)を受けることも出來ないのである。従つて又かかる勧解にあつては手續其他一切はすべて勧解者に一任されてあつて法律は何等の規定をもして居ない。唯かくして勧解の勞をとつた者には旅費、日當及び止宿料を支給することになつて居る(第四十五條第四十六條)。

四 調停關係の行政機關

上述の如く本法は司法機關をして自ら調停を爲さしむるか又は調停機關の選任監督を爲さしめて居る。行政機關が自ら本法による調停者として働く場合は法律上之を認めないのである。

けれども、元來小作關係其他爭議の實情に通ずるものは寧ろ行政機關である。司法機關は公平を維持する者としては適任者であるが、社會の實情に通ずるの點より云へば大體に於て行政機關に一步を譲らざるを得ない。勿論民間より選任さるゝ調停委員は調停主任たる判事を助けて幾分此の缺點を補ふことが出来るであらう。けれども、裁判所自らが調停を爲す場合は勿論、調停委員會をして之を爲さしむる場合に於ても、調停者たり乃至は其監督者たる裁判所は爭議の實情其他を知るに付いて適當の補助機關を必要とする。此意味に於て本法は一方小作官の制度を設くると

同時に、他方郡長市町村長をして裁判所と聯絡せしめ、以て調停成立の便宜を計つて居る。

(1) 小作官

小作官には農商務本省に置かるゝものと各府縣に附置せらるゝものとがあつて、其の職務は平素小作關係の實情を調査して、一には爭議の發生を防止すべき働きを爲し、二には又爭議發生の際或は自ら一應の調停を試み或は裁判所其他調停機關を補助して之に適當なる調停の資料を與へ、三には又裁判所長が調停委員の詮考を爲すに當り之に向つて材料を與へる等小作關係の平和を計るべき一切の働きを爲すにある。

而して其の職務權限に付いては調停機關との關係に關する限り調停法中に次の如く規定されて居る。(一)裁判所又は調停委員會の求めに應じ又は自發的に調停事件に關しての意見を述ぶること(第十八條、第十九條、第三十四條)、(二)裁判所又は

調停委員會の囑託に應じて事實の調査を爲すこと（第二十條、第三十四條）。

（四）市町村長及び郡長

争議發生地又は争議當事者住所地の市町村長及び郡長は、一には争議の實情に通するものとして調停機關に對し必要なる資料を提供し得る資格があり、二には又市町村長乃至郡長は其の行政の必要上管内に發生したる小作争議に關して提起せられたる調停の申立及び其後の成行きに付いて絶えず充分なる智識をもつて居る必要があり、又其の成行きに付いて利害關係を有するものである。

此故に調停法は、先づ第一に、「争議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ當事者ノ住所地ノ市町村長又ハ郡長ハ裁判所ニ對シ事件ノ經過ニ付陳述ヲ爲スコトヲ得」（第十七条）、又「裁判所必要アリト認ムルトキ」は此等の者に對して「意見ヲ求ムルコトヲ得」（第十八条）の旨を規定して居り、第二には又調停の申立ありたること及び事件の終了したることは一々之を關係市町村長及郡長に通知すべきことを命じて居る（第

四條、第五條、第八條第三項、第四十三條）。

尙「本法中郡トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳管轄區域、郡長トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳長、島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司トス」又「本法中町村、町村長又ハ町村役場トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村、町村長又ハ町村役場ニ準スルモノトス」（第四十七條）との規定がある。

第四 調停の手續

調停は調停機關の居中調停に依つて争議の當事者相互間に和解を成立せしむる手續である。而して其手續は調停機關の種類如何に依つて異別に規定されて居る。但し第十一條に依る勧解者に付いては何等勧解手續の定めなきこと上述の通りである。

一 調停の當事者

調停に因つて結局成立する和解は調停に参加せる争議当事者——申立人及び相手方——相互間の契約であつて、調停機関は單に其中間に立つて和解の成立を助成するものたるに過ぎない。

和解は契約なるが故に、其の当事者は之を締結するに必要な能力（民法第三條以下）を備へねばならぬ。従つて当事者中に未成年者其他の無能力者あるときは一々民法の定むる所に従つて或は法定代理人人の同意を得、又は法定代理人人に依つて適法に代理せらるべきことを要する。従つて例へば未成年の当事者に代つて其の親権者たる母が調停條項に署名するが如き場合には親族會の同意を得ねばならない（民法第八百八十六條第四號）。

当事者の一方又は双方が多數より成る場合がある。此場合に当事者は「其ノ全部又ハ一部ヲ代表シテ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サシムル爲總代ヲ選任スルコトヲ得」るし、又当事者自らが之を選ばないでも裁判所に於て「必要アリト調ムルトキ

ハ總代ノ選任ヲ命ズルコトヲ得」る（第十二條第一項第二項）。即ち例へば多數の当事者を調停場に出席参加せしむるときは反つて調停の成立に支障ありと認められるやうな場合には總代を選ばしめて之にのみ出席参加を許すことにする事が出来る。

併し「總代ハ必ズ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ要ス」（第十二條第三項）るのであつて、当事者にあらざる第三者——例へば當事者にあらざる小作組合幹部等——を總代として選任することは出来ない。しかし後に述べるが如く當事者は「特別ノ事情アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ補佐人ヲ同伴スル事ヲ得」るから（第十六條）、裁判所の許可さへあれば當事者以外の第三者を代理人又は補佐人として調停に参加せしめることが出来る。

總代は争議團の代表者である。しかし争議團はそれ自身法律上獨立の人格を與へられて居ないから、其の總代は一々各個の争議團員の委任に依つて代理權を授與されることを要する。代理權のない者が濫に總代と僭稱して調停に参加し和解成りた

る後に到つて其の権限の不存在が發見されるやうなことがあつてはならないから、法律は「總代ノ選任ハ書面ヲ以テ之ヲ證スル事ヲ要ス」ることゝし、又其の「解任ハ之ヲ裁判所ニ届出ヅルニ非ザレバ其ノ效ナシ」との規定を設けて代理権限の確實を期して居る(第十三條)。

尙調停の當事者にあらずと雖も「調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ調停ニ參加スルコトヲ得」るし、又裁判所の方から進んでかゝる利害關係人の參加を求めるこども出來る(第十五條)。茲に「調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者」とは、例へば同一地主の小作人中或る者のみに對して調停が申立てられたやうな場合に、其の他の小作人は自ら調停の當事者にはなつて居ない、併しかくして當事者間に成立すべき調停の結果自ら影響を受くべき關係にある、其等の小作人が即ちそれである。

參加した利害關係人は當事者ではない。しかしながら調停の進行に伴ひ調停機關

の要求に應じて自ら色々の参考的意見を開陳するやうなことがあるであらう。のみならず場合に依つては自らも亦結局成立すべき和解に署名して其の當事者となることもあり得るであらう。此等の點はすべて調停機關に於て適宜に處理すべきであつて普通の訴訟手續に於けるが如く形式的の取扱を爲すべきではない。

二 裁判所に於ける調停手續

裁判所自らが——調停委員會を開かずして——調停を爲す場合の手續は左の通りである。

(イ) 期日の決定及び當事者の呼出

「裁判所ハ期日ヲ定メ當事者又ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス」る(第十四條第一項)。而して其の「呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ事由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得」ない(同條第二項)。但し此點に付いて注意すべきは——後に述べる調停委員

會の呼出に於けると異つて——違反者に對して何等の制裁が規定されて居ないことがある(第三十四條、第四十八條)。

(口) 自身出頭の原則

調停は當事者相互の好意的互讓によつてのみ成り立ち得る。従つて當事者双方本人出頭あるに依つてのみ満足に其目的を達することが出来るのであつて、此事借地借家調停の經驗に徴しても明かである。代理人は多くの場合相手方との間に何等の情誼關係なきが爲め好意的互讓の精神に乏しく、又事自己直接の利害に關せざるが爲め利害の打算によつて爭議を片付けんとするの念慮薄く稍ともすれば委任者本人の利益擁護にのみ意を用ひて容易く調停に應じない。甚しきに至つては事件を故意に長引かしむることによつて自己の利益を計らんが爲め容易に調停に應じないものさへあり得る。此故に小作調停法に於ても自身出頭の原則を採用し、「特別ノ事情アル場合ニ於テ」のみ「裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ補佐人ヲ同

伴スルコトヲ得」ることゝし、一旦許可を與へた後と雖も裁判所は何時にも之を取消し得る旨を規定して居る(第十六條)。

而して此の原則は先きに説明した「調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル」の故を以て「調停ニ參加スル」者にも適用されることになつて居る(第十五條第十六條)。

(八) 證據調其他調停資料の蒐集

裁判所は調停に必要なる資料を蒐集する爲め、當事者乃至關係人の陳述を聽き、關係行政官の意見を聽き、其他必要なる證據調を爲し得ること勿論であるが、此點に付いて法律は特に左記の諸規定を置いて居る。

當事者、利害關係人等の「裁判所ニ對スル申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得」、「口頭ヲ以テ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス」(第二十三條)。

裁判所は證據調の爲めに證人を訊問したり鑑定を爲さしめることが出来る。而し

て其費用は「當事者ノ一方又ハ双方ヲシテ」之を豫納せしむることが出來るし、又其結局の負擔者は裁判所調停條項中に之を定め得るけれども、「裁判所ノ調停條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲サザルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタル——即ち豫納せしめられたる——費用ヲ自ラ負擔ス」べきである（第二十六條）。

尙裁判所は其他調停資料を得るが爲め關係市町村長郡長小作官等の意見を求め、又「事實ノ調査ヲ小作官ニ嘱託」し得ること先に一言した通りである（第十七條乃至第二十條）。

（二）調停行爲

裁判所は以上 の方法に依つて得た所の資料に基いて調停を行ふ。調停は各當事者をして互讓せしめ之に依つて和解を成立せしむる手續であるから、それが爲め行はねばならぬ措置は臨機應變自ら千變萬化であらう。すべては畢竟調停者の機智と手腕とに依つて定まるのである。

唯此點に付いて法律は一の極めて重要な規定を設けて居る。「裁判所ハ調停前調停ノ爲必要ト認ムル措置ヲ爲ス事ヲ得」（第二十五條）との規定が即ちそれである。本條は借地借家調停法第十三條に倣つて設けられた規定であつて、其意義極めて曖昧であるが、當局者は之を説明して、例へば小作人が爭議の爲め植付又は刈取を怠つて居るやうな場合に話は後からつけるから兎も角植付け置くべし又刈取を爲し置くべしと命ずるやうな例であり、又例へば地主が「三割引にては受取らぬ」と主張して小作料受領を拒絶して居るやうな場合に、歩合は調停に依つて定める故兎も角受取り置けと命ずるの類である、と云つて居る。

本條に依つて裁判所の爲し得る行爲は「調停ノ爲必要ト認ムル措置」に限るが故に、例へば降雪將に至らむとするに拘らず小作人刈入を爲さるが如き場合に、小作人若し至急に刈入を爲さば地主側に於ても亦多少の讓歩を爲して調停を成立せしむるの見込みありと考へらるゝが如き場合にのみ之を命じ得るのであつて、假差押

假處分等に於けるが如く單に當事者何れかの利益を保全するの目的を以て又は公益保護を理由として本條の「措置」を命ずることは出來ぬ。然らずして若しも例へば裁判所が單に當事者何れかの利益を保全するの目的を以て本條所定の措置を爲すときは、元來民事訴訟法によれば保證金を積むに依つてのみ許さるゝ假差押假處分等と同様のものが裁判所自由の認定のみに依つて許さるゝこととなつて、相手方殊に小作人側の利益は甚しく蹂躪されることとなるのである。又例へば降雪至らむとするに拘らず小作人刈入を爲さる場合に於ても裁判所は單に其行爲が公益に反することを理由として刈入を命じ又は地主をして代つて刈入を爲さしめるることは出來ない。かかる措置を爲すことが調停を成立せしむるにつき必要と認めらるゝ場合にのみ之を爲し得るのである。

最近小作争議に於ける戰術として地主側は屢々假處分を利用せむとする。小作料を納付せず而かも地主側の解除あるに拘らず小作地を返還せずして争議を繼續する小作人に對し假處分によつて豫め先づ土地を返還せしめ、以て相手方の糧道を斷つことに依つて其の矛先を鈍らせんと企つるもののが少くない。かくの如き假處分の申請に對して、若しも裁判所が輕卒に之を許可するときは、結局保證金を積む能力のある當事者——即ち地主——が、不當に相手方の戰鬪手段を奪ひ得ることを認むる結果となるのであつて決して公平なる措置とは謂ひ難い。調停に際し、若しも裁判所が第二十五條に依つて溢りに此種の措置を爲すならば、成程争議の解決は——小作人容易く降伏するが故に——速かに行はるゝであらう。けれども、かくの如きは小作人の降伏によつて争議を終息せしむるものに過ぎずして、調停を爲すものとは言ひ難い。從つて之を「調停ノ爲必要ト認ムル措置」とは云ひ難いのである。本條を運用する裁判所は深く此點に思を致さねばならぬ。

唯本條は裁判所に向つて措置を爲し得ることを許與するのみであつて、裁判所の措置に對して當事者違背したる場合の制裁に關して何等の規定をして居ない。従つ

て裁判所本條の運用を過つて不當の命令を下したる如き場合には唯之に従はざれば即ち足るのであつて、それが爲め何等の制裁を受けることはないのである。此點より云ふても、私は裁判所が本條を運用するに付いては充分慎重なる態度を持し、以て濫りに違反者を出さるやう——裁判所自らの名譽と威嚴との爲めに——希望して已まないのである。

(ホ) 調停手續の不公開

「裁判所ニ於ケル調停手續ハ之ヲ公開セズ。但シ裁判所ハ相當ト認ムル者ノ傍聴ヲ許スコトヲ得」(第二十一條)。蓋し一般第三者の傍聴あるときは、当事者は或は單なる虚榮心により又或は第三者に對する義理合によつて調停を受諾しない傾向があるからである。従つて第三者にして傍聴を希望する者は「調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者」として裁判所の許可を受けて調停に參加するの外はないのである。

(ヘ) 調停の調書

「裁判所ノ調停ニ付テハ裁判所書記其ノ調書——記録——ヲ作ルコトヲ要ス」(第二十四條)。而して其等の記錄に付いては事件の繫屬中なると否とを問はず、当事者又は利害關係人に於て之が「閲覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムルコトヲ得」(第四十四條)。但し事件終了後なるときは手數料の納付を要する(同條、第四十六條)。

三 調停委員會に於ける調停手續

調停委員會が調停を爲す場合に付いても、以上裁判所の調停に關する第十一條乃至第二十六條の規定はすべて其のまゝ準用せられるのであつて(第三十四條)、其點に付いては特に重ねて説明を爲すの必要はあるまい。以下には唯裁判所の調停手續に於けると異つた特別の點のみを説明する。

(イ) 調停の場所

裁判所自らが調停を爲す場合には調停は必ず裁判所に於いて開かれる。之に反して調停委員會を開くべき場所は決して裁判所に限るのではなく、「調停主任ハ争議ノ實情ニ鑑ミ適當ト認ムル場所ニ於テ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス」（第二十條）るのである。蓋し争議發生地の如何によりては裁判所よりの距離甚だ遠く、當事者をして一々裁判所に出頭せしむることは——殊に當事者多數なる場合に於て——不便多きのみならず、委員會自ら争議の實情を知り其他調停の資料を得るに付いても亦不便である。此種の場合には調停主任自ら争議地方に出張し適宜の調停委員を選んで委員會を組織する方が遙かに便宜だからである。

(ロ) 當事者の出頭義務

裁判所の調停について期日に呼出を受けた當事者又は總代は「正當ノ事由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得」ざること上述の通りであるが（第十四條）、同じ規定は調停委員の呼出に付いても亦準用されて居る（第三十四條）。

所が前者の場合には違反者に對して何等の制裁規定なきに反し、後者の場合に「呼出ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシテ出頭セザルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得」る。尙此の過料の言渡又は執行に關する手續に付いては非訟事件手續法第二百七條及び第二百八條の規定を準用することになつて居る（第四十八條）。

(ハ) 調停資料の蒐集

此點も裁判所の調停手續に於けると何等異なる所はない。唯調停委員會は夫れ自身裁判所ではないから、それが裁判所と同様に證據調を爲し得べきことを認むるに付いては何等か特別の規定を要する。是れ、本法第三十五條が特に「調停委員會ハ當事者、總代又ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證據調ヲ爲スコトヲ得」「調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調ヲ爲サシメ又ハ之ヲ區裁判所ニ嘱託スルコトヲ得」「證據調ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス」「證人及鑑定人ノ受クベキ旅費、

日當及止宿料ニ付テハ民事訴訟費用法ヲ準用ス」と規定した所以である。

(二) 調停行為

「調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス」(第三十一條)のことになつて居るが、現在借地借家調停の實情に鑑みるに實際上は成るべく調停委員自らをして調停の衝に當らしめ、調停主任は指揮權を擁しつゝ寧ろ後見的立場に立つて居る方が成績良好である。

次に調停委員は調停手續の進行上其の決議によつて期日の決定、利害關係人参加の許否、代理人乃至補佐人の許否、傍聽の許否、調停條項の決定(第三十六條參照)等其他各種の事項に付いて決定をせねばならぬ場合がある。此等の場合に於ける「決議ハ調停委員ノ過半數ノ意見ニ依ル」のであつて「可否同數ナルトキハ調停主任ノ決スル所ニ依ル」(第三十二條)。

尙「調停委員會ノ評議ハ之ヲ秘密トス」(第三十三條)。「調停委員又ハ調停委

員タリシ者故ナク評議ノ顛末又ハ調停主任、調停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」(第四十九條)。蓋し評議秘密ならざるとさは各種の關係上委員は遠慮なく其の意見を述べることが出來ない。従つて又世人も自ら調停委員たることを嫌ふ傾向を生じ易いからである。

(木) 調停の許否

「當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ——事件の進行程度如何を問はず——其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得」る、こと上述の通りであるが(第二條)、法律は其の同じ權能を調停委員會にも認めて「調停委員會第二條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サザルコトヲ得」(第三十七條)る旨を規定した。

(ヘ) 期日に於て調停成らざる場合の特別措置

裁判所自らが調停を試みて事成らざるときは調停手續は之によつて終止せねばな

らぬ。然るに調停委員會の調停に付いては其の場合更に最後の試みとして調停條項を送付する制度が設けられて居る(第三十六條)。

即ち「期日ニ於テ——當事者其他を出頭せしめて調停を試み、其事數回に及ぶも結局——調停成ラザルトキハ、調停委員會ハ適當ト認ムル調停條項ヲ定ムルコトヲ得」る。而して茲に所謂「調停條項」は調停委員會最後の調停案であつて、「委員會ハ其ノ調書ノ正本ヲ當事者——總代アルトキハ總代——ニ送付シ且當事者(又ハ總代)ガ其ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ベザルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲ス」のである。

右正本の送付を受けたる者は、若しも其の提示された調停條項に異議があるならば一月内に調停委員會に異議を申立てればよい。異議あるにも拘らず其の期間内に之を申立てないと「調停ニ同意シタルモノト看做」されるのであるから、正本の送付を受けた者は大に此點に注意することを要する。尤も右一月の期間が短きに過ぎ

るときは調停委員會は申立に依つて之を伸長することが出来る。而して之を伸長した場合には相手方に向つて其事實を通知せねばならぬ。

尙當事者の一方から異議の申立があつたならば調停委員會は其の旨を相手方に通知せねばならぬ。

終りに本條に依つて正本の送付を受けた當事者的一方が數人よりなる場合に於て、其中の或者のみが異議を申立て他の者は之を申立てない場合には、如何なる結果を生ずるか? 調停が其内容上各當事者に付いて各別に成立し得べき場合には其の異議を申立てざりし者に付いてのみ調停成立したものと看做すことが出来るであらう。之に反し當事者のすべてを關係せしむるに依つてのみ調停がなり立ち得べき内容のものなるときは一人の異議も尙全部について調停の成立を妨ぐるであらう。尙總代が異議を唱へ又は之を唱へずして期間を空過したときは其の代表する當事者に付いて或は調停の不成立を來し或は「調停ニ同意シタルモノト看做」さる

るの結果を生ずるであらう。

七八

本制度は「態々異議を申立てるのは面倒である」と云ふ人間の心理的弱點を利用して強ひて調停を成立せしむる爲めに發明された巧妙なる方策である。けれども、元來調停は當事が眞底より之に同意したる場合にのみ完全に其の目的を達し得るのであるから、裁判所が此の方策を用ふるに付いては充分慎重の態度をとることが必要である。

第五 調停の效力

調停が成立したときは當事者間に和解契約（民法第六百九十五條以下）が成立したことになる。従つて當事者は契約の趣旨に應じて各種の私法的權利義務を取得するに至るのである。

調停は當事が互にかくして成り立つた調停條項を遵守し、其負擔したる義務を

任意的に履行するに依つてのみ完全に其目的を達することが出来る。調停は成立したが、當事がそれを守らず、相手方に對して法律上の強制手段を用ゐねばならぬやうでは到底調停の精神を發揮することは出來ぬ。殊に小作争議の如き通常團體争議の形式をとるものにあつては、事實法律上の強制執行を行ふことは極めて困難であり、又稍ともすれば農村の平和を破り永遠に向つて不和の種を蒔くことになり易いことを先に一言した通りである。

けれども、小作調停法にあつては、折角調停が成立しても當事がそれを守らない場合に何等法律上之を強制すべき方法がないやうでは役に立たぬ、争議の當事者に向つて調停を勧めるにも不都合である、と云ふやうな考から、調停の結果を強行すべき特別の法律的手段を設け、それが爲め次の如き特別の規定を設けた。

一 裁判所自らが調停を爲したる場合

七九

此場合の「調停ハ——民事訴訟法第二百二十一條、第三百八十一條、第五百五十
九條所定の——裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス」(第二十七條)。従つて当事者の
一方が任意に調停條項の履行を爲さるときは、相手方は直に——更に改めて訴を
提起するの必要なく——其の調停を債務名義として強制執行をすることが出来る
(民事訴訟法第五百五十九條、第五百六十條)。

二 調停委員會が調停を爲したる場合

調停委員會に於て調停が成立したる場合及び調停委員會から送付した調停條項に
對して當事者が同意したものと看做されたる場合(第三十六條)には、「裁判上ノ
和解」が成立したものと見ることが出来ない。何故なれば、調停委員會は判事たる
調停主任の外裁判官にあらざる調停委員二人以上を以て組織されて居るから到底之
を裁判所と見ることが出来ない。而してかかる裁判所にあらざるものゝ爲した調停

に判決と同様の強制力を認めるのは、「日本住民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受
クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ」とする憲法の規定(第二十四條)の精神に反するこ
とゝなるからである。

其所で小作調停法は、借地借家調停法(第二十六條以下)の例に倣つて認可決定
の制度を設け、一旦調停委員會に於て成立した調停に對して裁判所が認可決定を與
へると之に依つて初めて「裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス」るに至ることゝした
のである(第三十八條第一項第四十條)。

裁判所が認可決定を與ふるや否やを決するに付いては調停主任の報告を聽いた上
其の自由判断を以て之を爲すべきであるが、法律は特に「裁判所ハ調停ガ著シク公
正ナラズト認ムル場合ニ非ザレバ調停不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ズ」(第三十九
條)との規定を設けて、裁判所の認可決定を半ば強制するが如き方法をとつて居る。
蓋し此の認可決定なる制度は上記の憲法上の故障を避くるが爲めに案出されたもの

であつて、實質的には何等深い意味をもたないものだからである。

尙「調停不認可ノ決定ニ對シテハ當事者又ハ總代ハ民事訴訟法ニ從ヒ即時抗告（民事訴訟法第四百六十六條）ヲ爲スコトヲ得」るに反し、「調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ」と云ふことになつて居る（第三十八條第二項第三項）。終りに「裁判所調停認可ノ決定ヲ總代ニ告知シタル場合ニ於テハ調停條項ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市役所又ハ町村役場ニ掲示——して調停が裁判上の和解と同一の效力を生じたる事實を總代以外の當事者一般に知らしむべき方法を講——スルコトヲ要ス」る（第四十一條）。

第六 調停の終了

調停事件は、或は調停成立によつて終了し、或は申立取下、調停拒否（第二條、第三十七條）、其他調停不成立によつて終了する。

（イ）調停終了せるときは、それまで中止されて居た訴訟手續が再び進行を初める（第九條、民事訴訟法第百八十六條）。

（ロ）「調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス」る（第四十三條）。

（ハ）「調停委員會必要アリト認ムルトキハ調停ノ經過ヲ公表スルコトヲ得」る（第四十二條）。本條は調停が成立したる場合と否とを問はず、すべて經過を公表し得る旨を規定して居るけれども、其の主たる效用は調停不成立の場合にある。調停は當事者双方の同意に依つてのみ成り立ち得る。而かも當事者同意するや否やは全然其の自由なるが故に、法律上乃至條理上何等正當の理由なき場合と雖も同意を拒絶することが出来る。本條はかくの如き場合に調停委員會が調停の不成立に至れる顛末を公表して輿論の批判に訴へることを認めたのである。蓋し労働争議其他團體争議を解決すべき最後の審判者は輿論である。調停經過の公表により輿論に向つて批判

の機會を與へ置くときは、調停の際自ら當事者が理不盡なる主張を爲して調停を拒絶することを防ぎ止める多小の効果があるであらう。本條は即ち此の目的の爲めに存するのである。

尙本條は「公表」の方法に付いて何等の規定をして居ないから、調停委員會は其適當と考へる如何なる方法をとつても差支へない。乍併通常の場合には新聞記者に向つて事實を公表することが最も有効且簡単なる方法であらう。

第七 調停法施行の時期及び地域

以上に説明した小作調停法施行の期日は同法附則によつて別に「勅令ヲ以テ之ヲ定」めることになつて居たが、去る大正十三年九月二十五日勅令第二百二十八號によつて「大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス」ことに決定された。

又、小作調作法は小作争議の調停を目的とするものなるが故に、現在に於て争議皆無なるか又は極めて僅少なる地方にまで之を施行する必要はない。此故に同法附則に於ても「本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地區ニ之ヲ施行セズ」と規定したのであるが、其地區は同じく右勅令第二百二十八號によつて、長崎・宮城・福島・岩手・青森・山形・秋田・鹿児島・沖縄の九縣と指定された。即ち政府當局者は小作争議現下の情勢に於ては此等の地區にまで調停法を施行するの必要なしと認めたのであるが、素より暫定的のものに過ぎないから將來争議の趨勢變化するにつれては、或は此等の諸縣にまで施行地區を擴張することもあるであらうし、又或は更に他の府縣をも施行地區から除くに至ることもあり得るであらう。畢竟すべては勅令の定むるに任されて居るのである。

附 錄

小作調停法

第一條 小作料其ノ他小作關係ニ付爭議ヲ生ジタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地ヲ管轄スル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

當事者ハ合意ヲ以テ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二條 當事者不當ノ目的ヲ以テ濫ニ調停ノ申立ヲ爲シタリト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第三條 調停ノ申立ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長又ハ郡長ヲ經テ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル調停ノ申立アリタルトキハ市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク申立ニ關スル書類ヲ裁判所ニ送付シ且町村長ニ在リテハ、郡長ニ、郡長ニ在

リテハ町村長ニ申立アリタル旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

爭議ノ目的タル土地ガ數郡市町村ニ瓦ル場合ニ於テハ調停ノ申立ヲ受ケタル市町村長又ハ郡長ハ遲滯ナク關係市町村長及郡長ニ前項ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第五條 裁判所直接ニ調停ノ申立ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ事件ヲ移送スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 調停ノ申立ハ爭議ノ實情ヲ明ニシテ之ヲ爲スヘシ

第七條 調停ノ申立ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申立ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村長、郡長又ハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第八條 爭議ノ目的タル土地ガ數箇ノ裁判所ノ管轄區域内ニ存スル場合ニ於テ調停ノ申立ヲ受ケタル地方裁判所又ハ區裁判所相當ト認ムルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ他ノ管轄地方裁判所又ハ管轄區裁判所ニ移送スルコトヲ得、管轄權ナキ裁判所カ調停ノ申立ヲ受ケタルトキ亦同シ

前項ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第一項ノ場合ニ於テ事件ノ移送ヲ受ケタル裁判所ハ遲滯ナク爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ其ノ旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第九條 調停ノ申立ヲ受理シタル事件ニ付訴訟カ繫屬スルトキハ調停ノ終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ中止ス

第十條 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス但シ爭議ノ實情ニ鑑ミ之ヲ開カズシテ調停ヲ爲スコトヲ得

當事者ノ申立アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス裁判所ハ調停委員會ヲ開クコトヲ要ス

第十一條 裁判所事情ニ依リ適當ナル者アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラス之ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 當事者多數ナル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ代表シテ調停ニ關スル一切ノ行爲ヲ爲サシムル爲總代ヲ選任スルコトヲ得

裁判所前項ノ規定ニ依ル總代ナキ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ總代ノ選得ス

任ヲ命スルコトヲ得

總代ハ當事者中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ要ス

第十三條 總代ノ選任ハ書面ヲ以テ之ヲ證スルコトヲ要ス

總代ノ解任ハ之ヲ裁判所ニ届出ツルニ非ナレハ其ノ效ナシ

第十四條 裁判所ハ期日ヲ定メ當事者又ハ總代ヲ呼出スコトヲ要ス

前項ノ呼出ヲ受ケタル當事者又ハ總代ハ正當ノ事由ナクシテ出頭ヲ拒ムコトヲ得ス

第十五條 調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ調停ニ參加スルコトヲ得

裁判所ハ調停ノ結果ニ付利害關係ヲ有スル者ノ參加ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 當事者、總代及利害關係人ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ裁判所ノ許可ヲ受ケ代理人ヲシテ出頭セシメ又ハ補佐人ヲ同伴スルコトヲ得

裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十七條 爭議ノ目的タル土地ノ所在地又ハ當事者ノ住所地ノ市町村長又ハ郡長ハ裁判所ニ對シ事件ノ經過ニ付陳述ヲ爲スコトヲ得

第十八條 裁判所必要アリト認ムルトキハ小作官、前條ノ市町村長又ハ郡長其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求ムルコトヲ得

第十九條 小作官ハ期日ニ出席シテ又ハ期日外ニ於テ裁判所ニ對シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十條 裁判所必要アリト認ムルトキハ事實ノ調査ヲ小作官ニ囑託スルコトヲ得

第二十一條 裁判所ニ於ケル調停手續ハ之ヲ公開セス但シ裁判所ハ相當ト認ムル者ノ傍聴ヲ許スコトヲ得

第二十二條 裁判所ハ費用ヲ要スル行爲ニ付當事者ノ一方又ハ双方ヲシテ其ノ費用ヲ豫納セシムルコトヲ得

第二十三條 裁判所ニ對スル申立其ノ他ノ申述ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

口頭ヲ以テ申述ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十四條 裁判所ノ調停ニ付テハ裁判所書記其ノ調書ヲ作ルコトヲ要ス

第二十五條 裁判所ハ調停前調停ノ爲必要ト認ムル措置ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 裁判所ノ調停條項中ニ費用ノ負擔ニ關スル定ヲ爲ササルトキハ各當事者ハ其ノ支出シタル費用ヲ自ラ負擔ス

第二十七條 調停ハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十八條 調停委員會ハ調停主任一人及調停委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十九條 調停主任ハ判事ノ中ヨリ毎年豫メ地方裁判所長之ヲ指定ス

調停委員ハ調停ニ適當ナル者ニ就キ地方裁判所長ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス但シ當事者カ合意ヲ以テ選定シタル者アルトキ又ハ

地方裁判所長ノ選任シタル者ニ就キ當事者双方カ各別ニ選定シタル者アルトキハ其ノ者ノ中ヨリ先ツ之ヲ指定スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第三十條 調停主任ハ爭議ノ實情ニ鑑ミ適當ト認ムル場所ニ於テ調停委員會ヲ

開クコトヲ要ス

第三十一條 調停委員會ニ於ケル調停手續ハ調停主任之ヲ指揮ス

第三十二條 調停委員會ノ決議ハ調停委員ノ過半數ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ調停主任ノ決スル所ニ依ル

第三十三條 調停委員會ノ評議ハ之ヲ祕密トス

第三十四條 第十一條乃至第二十六條ノ規定ハ調停委員會ノ調停手續ニ之ヲ準用ス

第三十五條 調停委員會ハ當事者、總代又ハ利害關係人ノ陳述ヲ聽キ且必要ト認ムルトキハ證據調ヲ爲スコトヲ得

調停委員會ハ調停主任ヲシテ證據調ヲ爲サシメ又ハ之ヲ區裁判所ニ囑託スルコトヲ得

證據調ニ付テハ民事訴訟法ヲ準用ス

證人及鑑定人ノ受クヘキ旅費、日當及止宿料ニ付テハ民事訴訟費用法ヲ準用ス

第三十六條 期日ニ於テ調停成ラサルトキハ調停委員會ハ適當ト認ムル調停條項

フ定ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ調停條項ヲ定メタル場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ調書ノ正本ヲ當事者、總代アルトキハ總代ニ送付シ且當事者又ハ總代カ其ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス旨ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ前項ノ正本ノ送付ヲ受ケタル後一月内ニ調停委員會ニ異議ヲ述ヘサルトキハ調停ニ同意シタルモノト看做ス

調停委員會ハ申立ニ因リ前項ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得期間ノ伸長ハ之ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

當事者又ハ總代カ調停條項ニ對シ異議ヲ述ヘタルトキハ調停委員會ハ其ノ旨ヲ相手方、總代アルトキハ總代ニ通知スルコトヲ要ス

第三十七條 調停委員會第二條ニ規定スル事由アリト認ムルトキハ調停ヲ爲サナルコトヲ得

第三十八條 調停成リタルトキ又ハ第三十六條第三項ノ規定ニ依リ調停ニ同意シ

タルモノト看做サレタルトキハ裁判所ハ調停主任ノ報告ヲ聽キ調停ノ認否ニ付
決定ヲ爲スコトヲ要ス

調停認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

調停不認可ノ決定ニ對シテハ當事者又ハ總代ハ民事訴訟法ニ從ヒ即時抗告ヲ爲
スコトヲ得

第三十九條 裁判所ハ調停カ著シク公正ナラスト認ムル場合ニ非サレハ調停不認
可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ス

第四十條 調停委員會ヲ開キタル場合ニ於テハ調停ハ認可決定アルトキニ限り
裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第四十一條 裁判所調停認可ノ決定ヲ總代ニ告知シタル場合ニ於テハ調停條項ヲ
爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市役所又ハ町村役場ノ掲示場ニ掲示スルコトヲ
要ス

第四十二條 調停委員會必要アリト認ムルトキハ調停ノ經過ヲ公表スルコトヲ得

第四十三條 調停事件終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ結果ヲ爭議ノ目的タル土地

ノ所在地ノ市町村長及郡長ニ通知スルコトヲ要ス

第四十四條 當事者又ハ利害關係人ハ手數料ヲ納付シテ記錄ノ閲覽若ハ謄寫又ハ
其ノ正本、謄本、抄本若ハ事件ニ關スル證明書ノ付與ヲ裁判所書記ニ求ムルコ
トヲ得但シ當事者カ事件ノ繫屬中記錄ノ閲覽又ハ謄寫ヲ爲ス場合ニ於テハ手數
料ヲ納付スルコトヲ要セス

第四十五條 調停委員及第十一條又ハ第三十四條ノ規定ニ依リ勸解ヲ爲シタル者
ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス

第四十六條 第二十四條ノ手數料並前條ノ旅費、日當及止宿料ノ額ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第四十七條 本法中郡トアルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳管轄區域、郡長トア
ルハ北海道ニ於テハ北海道廳支廳長、島司ヲ置キタル島嶼ニ於テハ島司トス
本法中町村、町村長又ハ町村役場トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ町村
町村長又ハ町村役場ニ準スルモノトス

第四十八條 第三十四條ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル者正當ノ事由ナクシヲ出頭

セナルトキハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ハ調停委員會ノ意見ヲ聽キ五拾圓以下
ノ過料ニ處スルコトヲ得

非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス
第四十九條 調停委員又ハ調停委員タリシ者故ナク評議ノ顛末又ハ調停主任、調

停委員ノ意見若ハ其ノ多少ノ數ヲ漏泄シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

附

則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ勅令ヲ以テ指定スル地區ニ之ヲ施行セス

不許複製

大正十三年十一月十五日印刷
大正十三年十一月十八日發行

定價金五拾錢

著　　者　　末　弘　嚴　太　郎

三　和　一　男

發行者

東京市外高田町二二
東京市外高田町二二

東京市外下戸塚二二〇

玄　ま　ね　堂　印　刷　所

振替東京四四三八八

發行所

科　學　思　想　普　及　會

振替東京四四三八八

印　刷　所

友　部　周　次　郎

東京市外高田町二二
振替東京四四三八八

巖　松　堂　書　店

東京市神田區仲猿樂町一
振替東京六五五六番

發　賣　所

535
58

終

